

中間前金払に関するQ & A

Q1 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A1 請求前に契約変更された場合の中間前払金の割合については、変更後請負代金額の10分の2以内で、かつ、受領済みの前払金（中間前払金を含む）との合計が変更後請負代金額の10分の6を超えることはできません。

① 増額変更の場合

例) 当初の請負代金額 1,000 万円 増額変更 500 万円 前払金 400 万円
 $1,500 \text{ 万円} \times 60\% - 400 \text{ 万円} > 1,500 \text{ 万円} \times 20\%$
 $500 \text{ 万円} > 300 \text{ 万円}$ 中間前払金請求可能額 300 万円

② 減額変更の場合

例) 当初の請負代金額 1,000 万円 減額変更 200 万円 前払金 400 万円
 $800 \text{ 万円} \times 60\% - 400 \text{ 万円} < 800 \text{ 万円} \times 20\%$
 $80 \text{ 万円} < 160 \text{ 万円}$ 中間前払金請求可能額 80 万円

Q2 当初契約時の請負代金額が300万円未満であった工事が、変更契約により請負代金額が300万円以上となった場合の取扱いはどのようになりますか？

A2 当初契約時の請負代金額が300万円未満であった工事については、その後増額変更により請負代金額が300万円以上となっても中間前金払の対象としません。

なお、当初契約時に請負代金額が300万円以上であった工事については、その後減額変更契約により請負代金額が300万円未満となった場合でも中間前金払の対象とします。

Q3 変更契約により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1」はどのようになりますか？

A3 変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の1とします。

Q4 工事請負契約書の認定要件にある「既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（工事現場に搬入された検査済みの材料等の額を含む。）が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。」の確認はどのようにするのですか？

A4 認定要件である「工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。」の確認ができれば、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとみなします。

Q5 認定請求から中間前払金の支払までの流れはどのようになりますか？

A5 受注者から中間前金払認定請求書等の提出により認定請求があった場合、企業団は、

直ちに中間前金払ができる要件を満たしているか否かの調査を行い、その調査結果に基づき、「中間前金払認定調書」を交付します。

なお、この認定請求から交付を行うまでの期間は、概ね10日程度としています。また、中間前払金の支払については、中間前払金請求書を受理した日から14日以内に行います。

Q6 継続費又は債務負担行為による複数年の契約の場合はどのようになりますか？

A6 当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対して請求することができます。

お問い合わせ先 総務課管財係 電話 0225-95-6713